

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により一時所得を除く収入に相当の減少があった方（個人・法人）は、申請により1年間、市税の徴収の猶予を受けることができます。
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- （注）猶予期間内における途中での納付や分割納付など、計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税義務者・特別徴収義務者が対象です。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、一時所得を除く収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、向こう半年間の資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる市税

- ・ 令和2年2月1日から同3年**2月1日**までに納期限が到来する以下の税目（ただし、未納のものに限る）が対象です。
市・府民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税

申請手続き等

- ・ 令和2年2月1日から6月30日までに納期限が到来するものについては6月30日までに、以降に納期限が到来するものについては各納期限までに申請が必要です。ただし新型コロナウイルスにり患したなど、やむを得ない理由がある場合は、例外的に申請を受け付けます。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。